山形経済同友会規約

第１章　総　　則

第１条　本会は、山形経済同友会と称し、事務所を山形市に置く。

第２条　本会は、経済人としての職能的立場から、全組織と一本化し、日本経済の進歩と安定に寄与し、併せて会員相互の啓発と親睦を図るとともに、山形県の発展に貢献することを目的とする。

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

①　地域経済開発に関する調査研究

②　経済政策に関する審議、立案、建議

③　企業経営上効果のある講演会、研究会、座談会、討論会等の開催

④　会報、情報の発刊

⑤　調査、研究の成果発表と各種提案

⑥　上記に関する会員の月例会の開催

⑦　その他本会の目的達成に必要な事業

第２章　会員及び会費

第４条　本会は、本会の趣旨に賛同する山形県下の進歩的な企業経営者、経営補助者および経済団体役員をもって構成する。

第５条　本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の活動に寄与する学識経験者を特別会員とすることができる。

２．特別会員は、常任幹事会の推薦により委嘱する。

３．特別会員は、会費を徴収しない。

第６条　本会に入会せんとする者は、会員２名以上の推薦を受け、常任幹事会の承認を得た者に限る。

第７条　本会の会費を分けて、通常会費および臨時会費とする。

２．通常会費は、年額２６万円とし、２回に分けて納入することができる。

３．臨時会費は、必要に応じて徴収する。

第８条　会員は、次の場合に退会するものとする。

　　　①　退会の届出

　　　②　本人の死亡

　　　③　会員資格の喪失

第３章　役　　員

第９条　本会に次の役員をおく。

①　代表幹事　　３名以内

②　副代表幹事　８名以内

③　常任幹事　　若干名

④　監　　事　　２名

第10条　役員の任期は２年とする。但し、重任を妨げない。

第11条　常任幹事は、総会において選任するものとする。

第12条　代表幹事、副代表幹事は、常任幹事会の推薦に基き、総会において選任する。

第13条　代表幹事は会務を総括する。

２．副代表幹事は、代表幹事を補佐し、委員会を担当、常時会務を処理する。

第14条　監事は、会計監査を中心に会務を総括し、会員の中から２名選出する。

第15条　本会に顧問をおくことができる。

　　２．顧問は常任幹事会の推薦に基き、代表幹事が委嘱する。

第16条　本会に日常事務を処理するため、事務局をおく。

　　２．事務局長は常任幹事会の承認を得て、代表幹事が委嘱する。

第４章　機　　関

第17条　本会は次の機関をもって運営する。

　　　①　会員総会

　　　②　常任幹事会

　　　③　企画調査運営会議

　　　④　委員会

第18条　会員総会は通常総会および臨時総会とする。

　２．通常総会は、毎年１回４月または、５月に開催する。

　３．臨時総会は下記の場合に開催する。

　　　①　会員総数の３分の１以上の開催請求があったとき

　　　②　代表幹事、常任幹事会が招集する必要を求めたとき

　　４．会員総会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

第19条　次の事項は総会において決定する。

　　　①　規約の変更

　　　②　役員の選任

　　　③　収支予算および決算

　　　④　その他、本会運営の基本的事項

第20条　常任幹事会は、役員及び代表幹事経験者で構成し、本会の重要事項を審議する。

　　２．毎月１回、月例会の前に開催する。

　　３．その他、代表幹事が必要と認めたとき招集する。

　　４．常任幹事会の議長は、代表幹事がこれに当たる。

　　５．常任幹事会においては、本会の政策的内容の審議、その他重要事項を審議決定する。

第21条　本会に企画調査運営会議を設け、会の運営に必要な調査、研究、調整など行う。

第22条　本会に委員会を設け、各事業の執行にあたる。

　　２．具体的活動を遂行するため、必要に応じ委員会内に部会を設置することができる。

　　３．委員会の正副委員長及び部会長は常任幹事会の承認を得て、代表幹事が委嘱する。

　　４．委員会及び部会の設置と廃止については、常任幹事会に諮る。

第５章　会　　計

第23条　本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第24条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。